



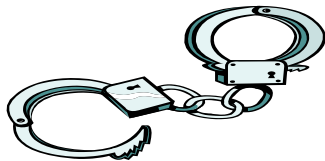
弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ - 第29号 (平成24年11月8日号)

保釈とは？

刑事事件を起こし、逮捕されると、勾留がなされ、取調べ等の捜査を受けます。その後、起訴されると、基本的には勾留によって身体拘束されたまま、被告人となって、裁判を待ちます。身体拘束されたままの被告人にとって、早期に解放されることは重大な関心事ですので、そのための手続きの一つとして保釈があります。もっとも、保釈は勾留の効力自体が消えるわけではなく、判決を待つまでの間、一時的に解放されるものです。つまり、保釈とは起訴後、勾留の効力を残しながらその効力を停止し、身体拘束状態を解く制度です。



保釈はどのような場合に認められるか？

保釈は重大な事件を犯したり、住居が定まっていない等の保釈が認められない例外事由がない限り許されるというのが法律の建前です。また、その例外事由に該当したとしても、裁判所の裁量又は不当に長い身体拘束の場合には、裁判所の職権によって、保釈が許されることもあります。しかし、すべての犯罪事実を認めていても、例外事由である「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由がある」として、保釈請求は認められにくいのが現状です。

保釈の条件は？

保釈には、保釈保証金が必要になります。その額は裁判所が決めますが、そこで考慮される要素としては、犯罪の重大さ、逃亡のおそれ、証拠の種類・性質、被告人の資力などがあるとされています。有名人などの場合には、保釈保証金が何億円ということもよくニュースで話題になります。通常の事件においては200万円程度と言われ、それを一括で支払わなくてはなりません。

保釈が許される際に、保釈期間中に逃亡をしないことや居住する住居が制限されるなどの条件が付されます。その条件に違反した場合には、保釈が取り消され、保釈保証金が没収されることがありますが、そうでない限り、事件終了後に保釈保証金は返却されます。

保釈請求で重要なことは？

保釈請求において重要なことはスピードだと思えます。それは、身体拘束された被告人にとっては1秒でも早く解放されたいものだからです。したがって、速やかに保釈請求書を作成し、保釈保証金の準備や釈放された後に被告人の身元を引き受ける人の確保が必要となります。

保釈請求を含めて、自分や身近な人が逮捕された(逮捕されそうな)場合など、刑事事件でお困りの点があれば、お気軽に弁護士までご相談ください。(丸亀日出和)

法律フク★クイズ

アルバイトやパートタイマーの人が仕事で事故に遭い被災した場合、労災保険の給付を受けられるでしょうか？正解は次号で発表します。

前号のクイズの答えですが、刑事事件を起こして、逮捕・勾留されている人が、起訴された後に、その身体拘束状態を解くことのできる手段の一つとして、保釈があります。前記記事も参考にしてください。

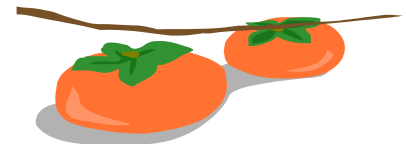


無料電話相談のご案内

●「高齢者・障がい者無料法律電話相談」

電話番号：082-228-5040

日時：毎週水曜日 15時～19時／
実施期間は平成25年3月27日まで
(但し、12月26日と1月2日はお休み)／
予約不要・随時受付 ※話し中の場合は、しばらくたってからおかけ直してください／
相談料無料 ※通話料はご負担ください。匿名でのご相談も可能です／
相談時間：お一人30分以内(同一案件についてはお一人様1年1回限り)／
主催：広島弁護士会



当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL:0848-21-0045)と大竹支所(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士：二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、丸亀日出和、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)